

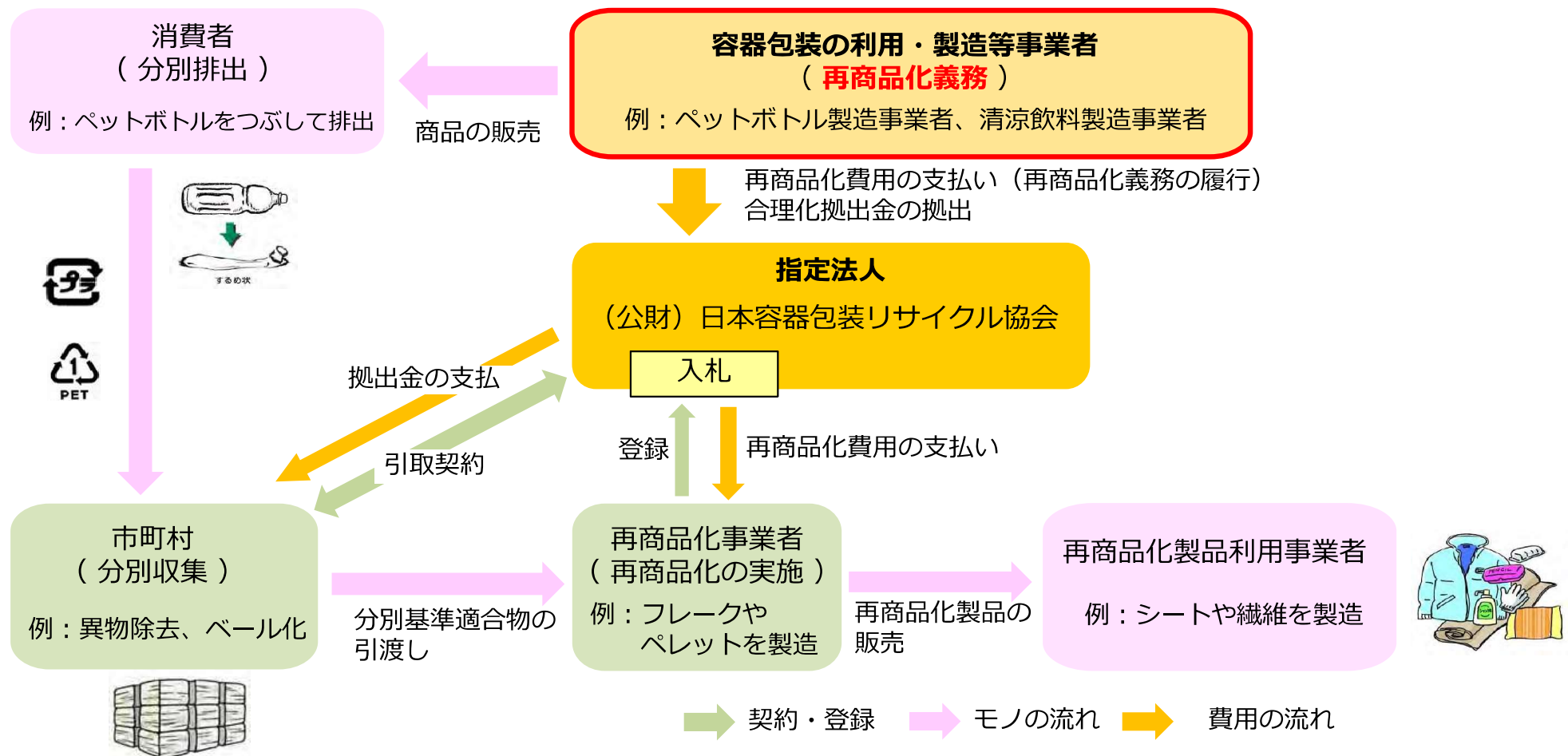
循環型社会を形成するための法体系



容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号））の概要

- 容器包装リサイクル法は、再生資源として利用が可能な容器包装について、① 市町村による分別収集、② 事業者による再商品化を促進することで、一般廃棄物処分場のひっ迫の緩和と資源の有効利用の確保を目的として、平成7年に制定（平成12年完全施行、平成18年一部改正）。
- 法の中で、市町村が全面的に責任を負う従来の考えを改め、メーカー等に一定の責任を負わせる拡大生産者責任（EPR）を導入し、再商品化の義務を課した。

再商品化に至るモノ、費用の流れ（指定法人ルートの場合）



容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号））の概要



平成7年6月	成立・公布
12月	一部施行 (基本方針、再商品化計画、指定法人関係)
平成8年6月	一部施行（分別収集計画関係）
平成9年4月	本格施行（再商品化事業開始） ・対象品目：ガラスびん、PETボトル ・義務者：大企業
平成12年4月	完全施行 ・対象品目：紙製容器包装、プラスチック製容器包装を追加 ・義務者：中小企業を追加（小規模企業は対象から除外）

平成18年6月	改正法成立
12月	一部施行 (再商品化義務違反者に対する罰則の強化等)
平成19年4月	一部施行（排出抑制に向けた取組の促進 (容器包装多量利用事業者への定期報告の義務化等)）
平成20年4月	完全施行 ・拠出金制度の創設 ・PET区分の見直し（みりん風調味料等 を追加）
平成25年9月～	合同会合※で制度の評価・検討
平成28年5月	合同会合報告書とりまとめ ⇒とりまとめから5年後を目処に、制度の施行 状況等を踏まえて、検討及び必要に応じて 見直しを行うこととされている。(現時点未定)

※ 合同会合：産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合

容器包装リサイクル法における関係省庁の役割

- 容器包装リサイクル法は、複数の省庁で所管。制度全体は、環境省、経産省で所管。
- 容器包装を利用・製造する業種については、業所管省庁が所管。
- 指定法人については、主務省庁（5省庁）で所管。

制度全体を所管

【環境省】 分別収集、リサイクルを含む
容器包装廃棄物の観点から所管

【経済産業省】 再商品化事業者及び再商品化
製品の利用の観点から所管

業所管

【環境省・経済産業省・農林水産省・財務省・
厚生労働省】

所管業種が容器包装を利用及び製造することから、その事業者の義務履行等の観点から所管

各省の所管業種

- ・ 農林水産省：飲食料品製造業（酒類を除く）、飲食料品卸売業（酒類を除く）、飲食料品小売業（酒類を除く）、花・植木小売業、飲食店、飼料製造業等
- ・ 財務省：酒類製造業、たばこ製造業、酒類販売業、たばこ卸売業、酒類小売業等
- ・ 厚生労働省：医薬品製造業、医薬品卸売業等
- ・ 環境省：愛がん用動物卸売業、愛がん用動物小売業等
- ・ 経済産業省：各種商品小売業、他省が所管するものを除く製造業、卸売業、小売業

指定法人

【環境省・経済産業省・農林水産省・財務省・厚生労働省】